

ロケ・撮影支援申し込みに関する同意事項

- ・ロケ・撮影支援申し込みにあたっては、担当者を決め、責任の所在を明らかにしてください。
- ・撮影協力依頼が重複する場合、ご要望にお応えできない場合がありますので、ご了承ください。
- ・ロケ・撮影にあたっては、施設管理者・所有者と十分に協議し、その指示を守ってください。施設、物品等に損害を与えた場合は、速やかに施設管理者に連絡し、その指示にも基づき原状回復を行ってください。また撮影終了時点で施設、物品等の原状回復を必ず行ってください。
- ・撮影に際しては、事故・トラブルのないように安全対策に万全を期してください。万が一、事故・トラブルが発生した際は、制作者の責任において適切な対応をお願い致します。
- ・天候、その他の事情により撮影日時の変更の際は、速やかに、取手フィルムコミッションまでご連絡ください。

[取手市所管施設等のロケ地使用について]

○対象施設等

取手市が所有または管理する施設及び財産等で、その管理者がロケ地使用を認める施設等です。"

○使用希望の申請ができる者

映画やテレビ番組等を制作する者で、市所管課等をロケ地として使用する際に、市が定める使用許可基準や使用条件を満たすとともに、使用責任を明確にできる者としします。"

○使用許可基準

各施設の本来業務に支障がない範囲において、次の基準によって判断します。上記「ロケ・撮影支援申し込みに関する同意事項」を遵守し、制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと

～ロケ地使用を認められない作品例～

- ・性、暴力、残酷な描写の撮影
- ・麻薬、覚醒剤等の薬物、銃器、刀剣の使用を賛美する作品
- ・その他著しく反社会的な行動、行為に関する撮影等"

○使用料等

1. 市が所有する公共施設の場合

個別の法律や条令等により設置や管理している施設等では、その法律や条例などに定める基準による使用料とします。

2. 民間の施設の場合

使用料等については、必ず施設管理者の指示に従ってください。